

(4) 関西国際空港環境監視機構

(4)-1 活動状況

(ア) 環境監視結果の公開等

関西エアポート株式会社から報告を受ける月ごとの環境監視結果について、周辺の地方公共団体が実施する環境監視データ等も見ながら、環境保全上問題がないかチェックした上で、毎月公開した。

また、令和5年度の環境監視結果について、空港の運営状況や環境保全措置等を踏まえて、令和6年9月に年報をとりまとめ、大阪府及び泉州9市4町の計14か所において公開した。

(イ) 会議の開催等

令和6年8月に環境部会を開催し、令和5年度の報告書案をとりまとめるとともに、関西エアポート株式会社から提案された環境監視計画の改正を承認した。

(4)-2 規約

関西国際空港環境監視機構規約

(目的)

第1条 この監視機構は、関西国際空港（連絡橋を含む。以下「空港」という。）の建設・運用及びこれと密接に関連する事業（以下「関連事業」という。）の実施によって、環境面及び社会・経済面で地域住民の生活に支障が及ぶことのないよう、空港若しくは関連事業の各事業主体又は地方公共団体により行われた環境監視等のデータを収集、検討するとともに、必要に応じ調査等を行い、各事業主体等に対する対策の要請・勧告の措置等を講ずることにより、もって地域住民の快適かつ安定した生活に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この監視機構は、「関西国際空港環境監視機構」（以下「監視機構」という。）という。

(監視対象)

第3条 監視機構において行う監視対象は、環境面においては、空港の建設・運用並びに関連事業の実施に伴う生活環境及び自然環境とし、社会・経済面においては、泉州地域の物価及び地価とする。

(業務内容)

第4条 監視機構は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 空港及び関連事業の各事業主体に対する適切な環境監視方法についての助言
- (2) 空港若しくは関連事業の各事業主体又は地方公共団体により行われた生活環境及び自然環境に関する環境監視データの収集及び検討
- (3) 生活環境及び自然環境に関する調査
- (4) 物価・地価に関する監視データの収集及び検討
- (5) 前三号に掲げる業務に関し必要に応じた対策の要請及び勧告
- (6) 第1号から第5号に掲げる業務に関する資料の作成及び公開
- (7) 関係機関との連絡及び調整
- (8) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的の達成に必要な業務

(組織等)

第5条 監視機構は、大阪府、堺市、岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町及び岬町（以下「関係地方公共団体」という。）の長をもって構成する。

2 前項に掲げる構成員（以下「構成員」という。）に事故あるとき又は構成員が欠けたときは、当該構成員があらかじめその属する地方公共団体の職員の中から指名する者が議事に参与することができる。

3 監視機構に会長を置き、大阪府知事をもってこれに充てる。

4 監視機構に副会長を置き、会長が構成員の中からこれを指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときには、その職務を代理する。

6 監視機構の会議は、会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

(部会)

第6条 監視機構に、その業務を補助させるため、環境面に関する事項を担当する環境部会並びに社会・経済面に関する事項を担当する物価部会及び地価部会を置く。

2 部会員は、関係地方公共団体の長が推薦する職員等の中から、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が部会員の中からこれを指名する。

4 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、会長があらかじめ部会員の中から指名する者をもってこれに充てる。

5 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

6 次に掲げる業務については、部会の決定をもって監視機構の決定とする。

(1) 環 境 部 会

イ 第4条第1号及び第2号に掲げる業務

ロ 第4条第3号、第5号から第8号に掲げる業務のうち軽易なもの（環境面に関する事項に限る。）

(2) 物 価 部 会

イ 第4条第4号から第8号に掲げる業務のうち軽易なもの（物価に関する事項に限る。）

(3) 地 価 部 会

イ 第4条第4号から第8号に掲げる業務のうち軽易なもの（地価に関する事項に限る。）

7 部会長は、前項の決定があったときは、その結果を監視機構に報告しなければならない。

8 部会長は、部会に分科会を置くことができる。

9 その他部会に関し必要な事項は、部会長がこれを定める。

(関西国際空港環境監視検討委員会)

第7条 監視機構に、その求めに応じ、監視データ及び対策等について専門的な事項を調査、検討させるため、関西国際空港環境監視検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

2 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、環境又は社会・経済に関し学識経験を有する者の中から、会長が委嘱する。

4 委員の任期は、2年とする。

5 検討委員会に、特別の事項を調査、検討させるため、専門委員若干名を置くことができる。

6 専門委員には、学識経験を有する者から、会長が委嘱する。

7 専門委員は、当該事項に関する調査、検討が終了したときは、解嘱されるものとする。

8 その他検討委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第8条 監視機構に事務局を置く。

2 事務局は、大阪府に置く。

(経費)

第9条 監視機構の経常経費は、大阪府の負担とする。

(委任)

第10条 この規約に定めるもののほか、監視機構の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、昭和61年2月28日から施行する。

附 則

この規約は、昭和62年9月28日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、会長が別に定める日から施行する。

(昭和62年11月1日)

附 則

この規約は、平成3年10月1日から施行する。

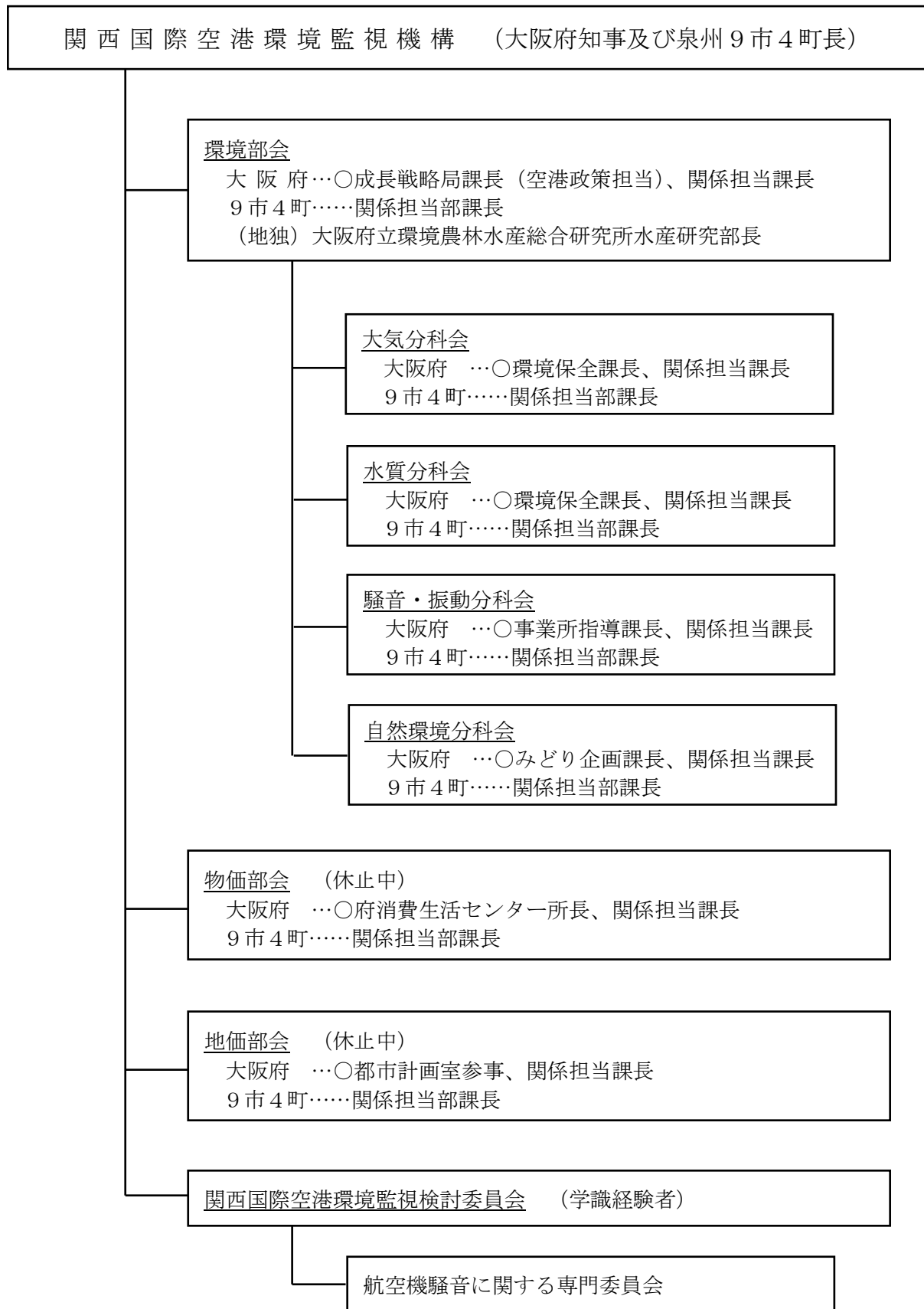
附 則

この規約は、平成10年11月20日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年3月19日から施行する。

(4)-3 関西国際空港環境監視機構組織図（令和7年4月1日現在）



○印：部会長及び分科会主担

(4)-4 環境監視結果等の公開場所（令和7年4月1日現在）

公 開 場 所		住 所	電 話 番 号	F A X 番 号
大 阪 府	府政情報センター	大阪府中央区大手前2丁目 (大阪府庁本館1階)	06-6944-8371	06-6944-3080
堺 市	環境局環境保全部 環境対策課	堺市堺区南瓦町3-1 (堺市役所高層館4階)	072-228-7474	072-228-7317
岸和田市	情報公開コーナー	岸和田市岸城町7-1 (岸和田市役所新館2階)	072-423-2386	072-423-6409
泉大津市	市民生活部環境課	泉大津市東雲町9-12 (泉大津市役所2階)	0725-33-1131	0725-22-6040
貝 塚 市	市民生活部環境衛生課	貝塚市畠中1丁目17-1 (貝塚市役所第二別館2階)	072-433-7186	072-433-7511
泉佐野市	情報公開コーナー	泉佐野市市場東1丁目1-1	072-463-1212	072-464-9314
和 泉 市	市政情報コーナー	和泉市府中町2丁目7-5	0725-99-8121	0725-41-0246
高 石 市	土木部環境政策課	高石市加茂4丁目1-1	072-265-1001	072-263-6116
泉 南 市	情報公開コーナー	泉南市樽井1丁目1-1 (泉南市役所本館1階)	072-483-9871	072-483-0206
阪 南 市	市民情報コーナー	阪南市尾崎町35-1 (阪南市役所本庁1階)	072-471-5678	072-473-3504
忠 岡 町	情報閲覧コーナー	忠岡町忠岡東1丁目34-1 (忠岡町シビックセンター本館1階)	0725-22-1122	0725-32-7805
熊 取 町	住民情報コーナー	熊取町野田1丁目1-1 (熊取町役場本館1階)	072-452-6098	072-452-7103
田 尻 町	情報公開コーナー	田尻町嘉祥寺375-1 (田尻町役場本館1階)	072-466-5005	072-465-3794
岬 町	情報公開コーナー	岬町深日2000-1 (岬町役場本庁1階)	072-492-2714	072-492-5814